

恵庭市営住宅駐車場の使用に関する要綱の改正について

1. 駐車場の使用等について

駐車場の使用は、1の入居者につき1区画となっているが、駐車場に使用していない区画がある場合は2区画の使用も可能となっている（規則第29条第1項）。

2. 使用の申請

駐車所の使用を申請する者は、申込書を提出しなければならない（要綱第5条）、2区画目の使用については、1年ごとに申請しなければならない（要綱第3条第3項）。

3. 問題点

2区画目の使用について、1年ごとに申請しなければならないということに明確な理由は無く、その件数は現在48件であり、利用者の負担、申請書受理後の事務処理などの負担が生じている。また、近隣市においても、2区画目の使用について、1年ごとの申請を要するとしている市は無い。

4. 改正案

恵庭市営住宅駐車場の使用に関する要綱の一部を改正し、2区画目の使用について、1年ごとの申請を要しないものとし、入居者サービスの向上、業務の効率化に努める。